

平和で静かな空を

第四次厚木爆音訴訟原告団ニュース 29号

発行：2012年2月24日

連絡先：大和市桜森3-5-3フロントビル1F 第四次厚木爆音訴訟原告団 電話：046-200-5505 URL:<http://www.asahi-net.or.jp/~kg6s-oonm/>

第5回代議員総会議案書

3月4日(日)第5回代議員総会が開催されます。(幹事相模原支部)2012年の活動方針を原告団の総意として確認するために行われる代議員総会です、原告の皆さんには総会に提案し審議されます2011年活動報告(案)2012年活動方針(案)をお知らせしますので、活動内容をご理解いただき2012年も引き続き、「平和で静かな空を取り戻すため」裁判勝利に向けて訴訟団活動に協力をお願い致します。

日時：3月4日(日)13時～ 会場：ラポール千寿園・JR町田駅より徒歩3分 詳細は4面地図を参照下さい。

2011年度活動報告(案)

(2011年1月1日～12月31日)

はじめに

私たち第四次厚木爆音訴訟団は、'07年12月17日横浜地裁に提訴して5年目を迎えましたが、昨年(2011年)も引き続き原告の皆さんをはじめ弁護団や支援団体、友誼団体のご協力・ご支援を頂き、裁判への対応を主体に、爆音をなくすための運動に取り組んできました。

昨年は、「3・11東日本大震災・福島第1原発事故」という日本はもとより、世界を揺るがす未曾有の出来事が発生しました。大津波による被害や原発による放射能汚染は日に日に拡大し、被災者の方々は長期間の避難生活を余儀なくされました。

私たちは一日も早い被災地の復興と、被災者の方々の立ち直りを願い、爆同・厚研・弁護団とともに「復興支援金カンパ活動」に取り組みました。

その結果、皆さんの熱い思いが¥6,169,020円という巨額に達し、原告団・爆同・厚研・弁護団役員から神奈川新聞厚生文化事業団へ7月8日に寄託されました。

皆さんの心温まるご協力に心から感謝申し上げます。

昨年の裁判の進行は、東日本大震災と裁判官の海外研修の影響などで、第17回口頭弁論が延期となり三回の開廷にとどまり、さらに現地検証の申請も回避されて、期待していた年内結審とはなりませんでした。

しかし、原告本人尋問に立たれた皆さんが毅然とした態度で、爆音被害のひどさをはじめ日常生活での環境破壊をつぶさに証言され、裁判官に爆音被害の救済を訴えました。これで予定された10人の方々による「原告本人尋問」はすべて終了することが出来ました。

また、横浜国大・田村 明弘名誉教授には、「うるささ指数(W値)」の「防衛庁方式」の正当性について証言して頂きました。

しかし、被告・国は「昼間騒音抑制」や「危険への接近」にこだわりを見せ、特に第四次訴訟では第三次訴訟までと違って執拗に主張をしています。

一方、爆音被害の元凶である厚木基地では、「平和で静かな空」を願う私たちの思いとは裏腹に、米艦載機FA18ホーネットのスーパーホーネットへの機種変更(5月)や、他基地からの外来機による訓練飛行(10月)、艦載機の訓練飛行の激化(11月以降)などにより、爆音はますます激しさを増しています。

さらに、米軍ヘリの部品落下(2月：寒川)や相模川河川敷へのヘリ不時着(2月：平塚)、民間チャーター機・ハンターの燃料漏れによる岡山空港緊急着陸(8月)、次期固定翼哨戒機P-1の機体への亀裂発生(8月)等々の事故が頻発し、その事故原因も解明されないまま飛行を続け、私たち基地周辺住民は相も変わらず騒音や、墜落と事故の危険に曝され続けています。

私たちは、このような状況の中で2011年の活動を進めて来ました。

「2011年活動」を報告し、併せて「2012年活動方針」を提案致します。

「第四次訴訟に勝利」し「平和で静かな空を取り戻す」ために、原告の皆さんのなお一層のご協力をお願い致します。



2011年3月5日第4回代議員総会

I. 訴訟勝利に向けての活動

1. 被告・国は「昼間騒音抑制」や「危険への接近」などについて次のような主張を行っています

(1) 「昼間騒音抑制」

「爆音の受忍限度を判断するには、原告ら個人々の生活実態に応じて実際に被っている騒音によるのが当然。従って、多くの原告らがコンター外に居ると推定される時間帯の騒音を抑制したW値で認定するのが適切である。このようなW値は施設庁方式で算定されたW値よりも、環境庁方式によって算定されたW値の方が適切である。」

と、主張し、これまで主張していた施設庁方式を覆して原告全員に環境庁方式を適用するように要求しています。

*このことについては、国が提出した「専門家意見の聴取内容報告書」の「専門家」なるものを明らかにせよ、と激しく要求した弁護団との応酬が記憶に新しいところです。

(第15回口頭弁論：12月20日)

(2) 「危険への接近」

昭和57年2月厚木基地でNLPが開始され、騒音被害が増大したとして、反対・抗議運動等が行われたことが、新聞等で大きく報道され重要な社会問題として広く国民の注目を集めるようになっていた。

従って、どう遅く見積もっても、昭和57年5月(新規準日)以降に基地周辺に居住を開始した原告らについては、航空機騒音による被害の発生状況を認識して転居したと推定できる。

従って新基準日(NLP開始日)以降、厚木基地周辺の

- ・コンター内に転居してきた者(出生者を除き、コンター内で転居した者も含む)

- ・コンター外に転出したのに、再びコンター内に転出した者

- ・コンター内で、より騒音レベルの高い区域に転居した者

- ・コンター内で転居を複数回繰り返した者は「危険への接近」

が適用されるべきである。

と主張して、該当する原告一人一人について「求釈明申立書」で、転居の詳細な経緯や転居しなければならなかった理由を釈明するよう要求しています。

(3) 「防音工事を行った部屋の取り壊し」

被告・国は防音工事について、「建て替え・改築等で取り壊した部屋については、取り壊しの届け出がされていないので、国のデータでは防音工事を行った部屋は残っていることになっていて、取り壊しについては認められない」と主張しています。

この主張が認められると、損害賠償額が減額される恐れがあります。

(4) 「地域類型によって爆音の受忍限度は考慮すべき」

国は、「住民が居住している地域によって日常の騒音レベルに差異がある。

航空機騒音環境基準においても、住居専用地域のような騒音レベルの比較的低い地域(類型Ⅰ)と、商工業混在地域等の騒音レベルの比較的高い地域(類型Ⅱ)では、騒音に対する住民意識に差異があることから、類型Ⅱについては、より高い騒音値が環境基準値として設定されている。従って、受忍限度を判断するにあたっては、かかる地域の類型別に環境基準が定められた趣旨は十分考慮されるべきである。」

この主張が裁判所で認定された場合、75W地域の類型Ⅱ地域に居住する原告は損害賠償を棄却される恐れがある。

以上のように被告・国は第三次訴訟までは判決で排除されたことについて、重箱の角をつつくような主張を執拗に行っています。このことは裁判の引き延ばしや、損害賠償の減額を狙った嫌がらせとしか考えられません。

弁護団では、このような被告・国の主張を覆すための「準備書面」の作成に取り組んでいます

2. 「口頭弁論への傍聴参加促進」と「報告集会の開催」

訴訟4年目の2011年は、「東日本大震災」の影響などにより口頭弁論は3回(第16回～第18回)に留まりました。開廷日は、2月・7月・11月と間隔が開きましたが、原告の皆さんの「訴訟に勝つ」という強い意識と、「原告本人尋問」に立たれる方々を激励する気持ちの表れが毎回傍聴席を満席にする行動につながったものと思います。

また開廷後、「ミニ集会」を開催し、弁護団による「口頭弁論の解説」と、「本人尋問に立たれた原告の方々」に感謝の気持ちを伝え、裁判への理解の共有化を図れるよう努めて来ました。

3. 「陳述書(居住状況)作成」への対応

2009年3月全原告2,457世帯を対象に陳述書作成を開始し、一昨年12月末では233世帯が未完成となりました。

2011年は、従来の「支部別の会場方式」を2月で打ち切り、各原告世帯の個別事情を考慮し、弁護士ともども原告宅を直接訪問して陳述書を作成する「個別対応方式」を6月から行いました。

その結果2011年は75世帯の作成が完了し、158世帯が未完成となっています。

(作成完了総世帯数 = 2,299世帯 93.6%)

4. 「被告・国の主張の正当性調査と原告居住地域コンター調査」

「危険への接近」「昼間騒音控除」「防音工事室取り壊し」など、弁護団が被告・国の主張の正当性を判断するための必要資料として、弁護団の要請に基づき資料収集などを行って来ました。

- ・陳述書、住民票、附票、三次訴訟時陳述書、提訴時アンケート式陳述書
- ・環境基準に定められた「居住地域類型(用途区域)別原告調査」
- ・原告居住地域のコンター確認作業
- ・防音工事室取り壊し関連資料の該当原告からの取得作業など

5. 「原告本人尋問・意見陳述」への対応

原告本人が法廷に立って被害の実態を証言する「原告本人尋問」は、昨年の6人の方々に引き続き4人の方々に証言・尋問のご協力を頂きました。

4人の方々は、それぞれの爆音に対する日常生活での被害や、墜落・部品落下事故の恐怖を交えて本人尋問・反対尋問で切実な思いを訴えて頂きました。

第16回口頭弁論 2月2日(水)

- ・赤井 勝さん(綾瀬市寺尾西在住:75W地域)
タクシー乗務員・深夜勤務明けの睡眠妨害と翌日勤務への影響による売り上げの減少
- ・井 殿 準さん(相模原市南区相南在住:75W地域)
教会牧師・幼稚園長 静粛で厳かな中での礼拝や、説教、幼稚園児教育への妨害

第17回口頭弁論 7月4日(月)

- ・浅井 紀子さん(藤沢市下土棚在住:85W地域)
高校教諭・教育現場での騒音被害、ヘリ不時着事故・部品落下事故への恐怖
- ・遠藤 吉伸さん(大和市中央在住:85W地域)
睡眠妨害で睡眠薬服用、職場での繊細な組み立て加工作業への妨害。

これに対する被告・国の反対尋問は、反論の主旨も理解出来ないような稚拙な質問で、4人の方々は答えようがないといった有様でした。これで予定された10人の「原告本人尋問」は終了しました。

お忙しい中での担当弁護士との打合せや、法廷での証言・尋問にご協力頂き有り難うございました。心から厚くお礼申し上げます。

6. 「爆音による健康被害調査」への対応

爆音による「ストレスや睡眠妨害、高血圧症」などの健康被害を立証するためのデータ収集作業は、該当原告の選抜や測定機器の日程調整が付かず対応が出来ませんでした。

なお、新たに「油煙被害の立証」と「低周波音による被害立証」のために、「航空機の排煙に含まれる油煙量の測定・分析」と「低周波音測定」を行いました。

「油煙量測定」については、次の10名の方々にご協力を頂きましたが、測定期間中の大雨により検体となる雨水が測定器から溢れるなどして、正確な測定値を検出することが出来ませんでした。

【ご協力頂いた方々】

- ・古林 攝樹さん
- ・神宮 利雄さん
- ・山下 博さん
- ・富樫 健八郎さん
- ・高口 龍介さん
- ・大滝 昌司さん
- ・神岡 元子さん
- ・加藤 清さん
- ・住中 秀夫さん
- ・中谷 一朗さん
- (順不同)

また、「低周波音測定」は、立証するための十分なデータ量ではありませんでしたが、「低周波音が測定され」厚木基地を離発着する航空機での「低周波音」が確認されました。

なお、測定・調査結果はいずれも被害を立証できるものではありませんでしたが、今後も測定を行う方向での検討課題とします。

7. 「爆音カレンダー」の取り組み

日頃の爆音被害の状況(爆音の酷さ、時間、爆音で妨害されたことなど)を日記形式で記録し、日常生活での爆音被害を記録する「爆音カレンダー」の取り組みは、東日本大震災以後空母「ジョージ・ワシントン」の動向が的確に掴めず、対応に苦慮しましたが4月21日避難先グアムから艦載機が飛来し、本格的な訓練を開始した5月20日から6月10日まで、訴訟団役員を主体にして56名の方々(他に自主参加2名)にご協力をお願い致しましたが、回収率は46%に終わり、実施するにあたっての方策を再考する必要があります。

8. 「爆音測定と飛行監視活動」の取り組み

2011年は空母「ジョージ・ワシントン」の入出港が頻繁に繰り返され、それに伴い艦載機の厚木基地への飛来も、土曜日早朝からの飛来が2010年12月と2011年8月、11月の3回にもおよび、その都度激しい爆音をとどろかせました。

爆音測定・飛行監視活動も7回・述べ73日間にわたり取り組みました。特に1月18日・19日の2日間、音響専門企業に依頼して爆音の集録を「みどりの広場44号」で行いました。

このデータは、現地検証が不発に終わった場合の証拠として、裁判所に提出することを考慮して行ったものです。
また、「防音工事の効果確認」のための、爆音測定は7月に試験的に1回実施して、実施方法・手順などの確認を行いました。

II. 組織の活性化を図る活動

1. 「支部の活性化を図る」ために

訴訟の勝利に向けて、原告団の活性化と連帯を図るため、「支部活動費の予算計上」や「支部会議」を開催するよう取り計らって参りました。

その中で町田支部では、神奈川新聞・中川編集局次長を招き「厚木基地をめぐる軍用機事故・落下物等の危険性」について講演を聞く勉強会を開催し、原告の方々の知識の吸収や意識の高揚を図ってきたことは、支部活動の活性化に向けた一つの方向性を見出した活動といえます。

2. 「原告交流・新春のつどい」と「ブロック長会議」の開催

「原告相互の連帯と和、信頼を築く」ことを目的に、本年も「新春のつどい」と「ブロック長会議」を開催しました。「新春のつどい」は1月16日(日)大和市生涯学習センターで113名、「ブロック長会議」は11月19日(土)大和市生涯学習センターで75名の原告・弁護団・来賓の参加で開催されました。特に「ブロック長会議」では、4月28日に22,054名の大原告団で訴訟を立ち上げた、「第三次嘉手納訴訟団 新川 秀清団長」をお招きして「沖縄の基地闘争の歴史」や「嘉手納訴訟」について講演を頂き、他基地や他の訴訟団の動きなどについて学びました。

3. 「原告団ニュース」の発行

口頭弁論での審理内容や原告団の活動、厚木基地・国・自治体・全国訴訟団、各支部の動向や活動状況などを詳細にお伝えするために、「原告団ニュース」を発行して参りました。特に本年は、「各支部の活動について」お知らせすることを重点に編集しました。発行時期と主な掲載内容は次の通りです。

- N o 2 1・1月20日発行 新年賀状(団長・弁護団長
・平和運動センター事務局長)
第15回 口頭弁論詳報 など
- N o 2 2・2月17日発行 第16回 口頭弁論詳報、新春の
つどい
- N o 2 3・2月25日発行 第4回 代議員総会議案 爆音録音
- N o 2 4・3月31日発行 第4回 代議員総会詳報相模原支部
報告・東日本震災復興支援カンパ呼び掛け
- N o 2 5・7月27日発行 第17回 口頭弁論詳報 大震災カンパ
金寄託
相模原・大和第2・座間・町田支部活動報告
- N o 2 6・10月10日発行 第24回 進行協議 全国連絡会議
臨時役員会厚木基地・空母の動向 町田支部報告
- N o 2 7・12月5日発行 第18回 口頭弁論詳報
第4回ブロック長会議
計報：加藤清一郎大和第1支部長

4. 「原告団活動の維持と活性化」を図るために

本年も引き続き、あらゆる機会を捉えて若年の方々の活動参加に努めて参りましたが結果を出すまでには至らず、かけ声だけに終わりました。

5. 「財政基盤の安定化」を図るために

原告団活動の運営資金であります原告団年会費の納付率向上を目指し、督促状や電話などによる納付の促進を行ってきました。

結果は納付率 94%を維持し一定の効果を得ました。

III. 訴訟勝利と爆音解消をめざす連帯行動

私たちの訴訟活動を支援して頂いている、厚木基地爆音防止期成同盟(厚木爆同)、神奈川平和運動センター(平和運動センター)

や原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議(県央共闘会議)をはじめとした支援団体・友誼団体や全国基地爆音訴訟原告団連絡会議(全国基地訴訟連絡会議)などと連帯して、様々な活動・行動を行ってきました

1. 「支援団体・友誼団体」との連帯活動

- ・1月12日 南関東防衛局 「P-1 配備反対・46文書堅持 機種交代阻止」
- ・5月3日 「憲法を考える5・3集会参加」 現地報告=第四次訴訟経過報告
- ・6月1日 公害弁護士連盟主催「第36回環境総行動 参加」・外務・防衛・環境各省要請行動
- ・8月3日 座間防・大和市・綾瀬市 「P-1 機体亀裂発生緊急抗議行動」
- ・8月4日 「被爆66周年原水禁世界大会・広島」参加
～6日
- ・8月12日 南関東防衛局 「P-1 亀裂発生問題抗議行動」
- ・9月8日 「大和市・基地対策特別委員会」傍聴
- ・9月19日 明治公園「さよなら原発1000万人アクション5万人集会」参加
- ・9月20日 「大和市・市議会本会議」傍聴
- ・9月25日 ヴェルニー公園「原子力空母GW横須賀基地母港化3周年抗議原子力空母配備撤回を求める神奈川集会」参加
- ・9月26日 「伊達判決を生かす会」と学習交流会 大和生涯学習センター
- ・10月29日 「2011ピースフェスティバルin大和・綾瀬」参加
- ・11月4日 山形市 「第48回護憲大会」参加～6日
- ・12月15日 座間防衛事務所「米軍艦載機 爆音被害抗議行動」

2. 「全国基地爆音訴訟原告団連絡会議」との連帯行動

私たち第四次厚木訴訟団とともに、全国各地で裁判闘争に取り組んでいる「爆音訴訟団・準備会」の仲間と、相互の訴訟支援や様々な活動を行ってきました。

- ・3月14日 駐日米大使に「ケビン・メア発言」抗議文書送付
- ・3月27日 「第三次嘉手納訴訟団結成総会」参加 かでな文化センター *原告22058人の大原告団
- ・4月28日 「第三次嘉手納訴訟提訴」那覇地裁沖縄支部
- ・4月28日 「全国基地訴訟連絡会議・役員会」第三次嘉手納訴訟団事務所 *全国連絡会議「統一行動」決定
- ・10月20日 「第三次嘉手納訴訟・第一回口頭弁論」激励参加
- ・10月21日 「全国基地訴訟連絡会議・事務局長会議」第三次嘉手納訴訟団 *全国連絡会議「統一行動」具体案打合せ

【その他全国訴訟団の動き】

第5次/6次 小松訴訟団

- *「航空機騒音による健康影響調査」実施(6月～8月)
- ・コンター別地域から代表地域を選択し一般世帯を含む全世帯対象・現在データ解析中
- *12月27日 口頭弁論で裁判長が「和解協議」を打診。国に対して「騒音対策や住民意見を反映した具体的な政策の検討」を打診した。

普天間訴訟団 今年3月提訴を目的に、3000人超原告で第二次訴訟を立ち上げ

横田・爆音をなくす会 今年4月提訴を目的に、原告募集活動中

IV. 一年の活動を振り返って(まとめ)

提訴4年目を迎えた2011年は、「居住状況陳述書未作成原告」への個別対応(原告宅への弁護士直接訪問)サポート、飛行記録・爆音測定など前年に引き続き様々な活動を行ってきました。

裁判で被告・国はこれまでになく、細々とした内容の「準備書面」で「危険への接近」「居住地域による被害の差別化」「防音工事室の取り壊し」など、原告個々に対して立証するよう求めて来ています。

以上

2012年度活動方針(案)

(2012年1月1日～12月31日)

2012年は、裁判もいよいよ大詰め的一年になることが予測されます。結審に向けて弁護団ともども準備を進めて行かなければなりません。

一方で、厚木基地の騒音軽減を実現させるための運動も、支援団体・友誼団体と連帯して取り組んでいきます

I. 裁判(口頭弁論)への取り組み

1. 「口頭弁論への傍聴参加」要請

裁判に寄せる原告の強い姿勢をアピールし、裁判官や被告・国に原告団の訴訟勝利への気持ちを伝えるために、毎回「傍聴席を満席」にすることが必要です。そのために、従来通り各支部に動員要請を行って行きます。

当面、第19回口頭弁論が4月25日(水)に開かれます。

2. 「居住状況陳述書作成」作業推進

「居住状況陳述書」の未作成世帯が、12月末現在 158世帯あります。昨年に引き続き、弁護団と個別訪問して「居住状況陳述書」の作成完了を目指します。なお、訪問時のドライバーを原告団の方々へご協力方をお願い致したところ、5名の方々のお申し出がありました。

ご協力に感謝申し上げます。

3. 「現地検証」への取り組みと対応

対応については事前に弁護団と協議の上決定し、支部役員をはじめとする原告の方々にご協力と、多くの原告の参加を要請して行きます。

4. 「被告・国の主張に対する反論・立証書類」の整理

被告・国が主張する「危険への接近」、「昼間騒音控除関連」、「防音工事室廃棄関連」などの反論や立証となる書類の整理・準備を弁護団の要請に従って取り組んでいきます。

5. 「爆音被害の実態調査」への取り組み

弁護団との共同で

- ①「爆音測定・飛行監視」活動の取り組み
- ②「低周波音測定・油煙量測定」と「データ収集」への取り組み
- ③「健康意識調査」実施計画立案と事前準備の推進
- ④その他必要に応じ「爆音カレンダー」「血圧測定」等の取り組み

II. 組織の活性化を図るための活動

原告団の連帯と和、信頼が原告団組織を活性化させる最大の武器となります。7,054名の原告が手を携えて訴訟勝利に向けて活動に取り組むことが必要です。

活き活きとした原告団組織にして行くための活動を行います。

1. 「さまざまな集会」を企画・開催し、

組織の活性化と連帯を強めていきます

- ①「新春のつどい」、「ブロック長会議」を開催し、情報の共有化や組織力の強化に努めていきます。
- ②「支部集会」の開催を通じて、「支部の活性化」を踏っていきます。
- ③必要に応じて「集会を開催」し、原告の連帯を強固なものにします。
- ④原告団活動の中枢に「若い力」を注ぎ、原告団の活性化を図れるようにしていくための活動を引き続き行います。

2. 「原告団ニュース」を発行し、様々な情報を発信します

裁判(口頭弁論)での審理、原告団活動、基地・米軍・行政の動向や全国基地訴訟原告団の動向など、私たちを取り巻く様々な情報を、原告の皆さんにお伝えするために「原告団ニュース」

3. 「財政基盤の安定化」を図ります

訴訟活動を安定的に運営するために、原告団年会費の納付率向上を図り、効率的な財政運営を図って行きます。

III. 訴訟勝利と

爆音解消を目指す連帯行動

私たちは、多くの支援団体や友誼団体などの支援と協力を得て、爆音訴訟を闘っています。

また、全国の爆音訴訟原告団とも連帯して闘っています。

「爆音訴訟に勝利し基地被害をなくす」ために、引き続き次の組織や団体と連帯して運動を続けて参ります。

・厚木基地爆音防止期成同盟 ・神奈川平和運動センター
・原子力空母の母港化に反対し基地のない神奈川をめざす県央共闘会議

・全国基地爆音訴訟原告団連絡会議

全国基地爆音訴訟連絡会議では相互に共通する課題について「統一行動」に取り組めます。

「政府への抗議、要請」、「健康影響調査」など

IV. 支部役員交代について

加藤清一郎さんが昨年11月8日にご逝去されました。謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

加藤さんのご逝去に伴い次の通り役員を交代します。

大和第1支部長 伊知地 るみさん (第1支部 前・幹事)
幹事 篠田 清志さん (第1支部 前・ブロック長)

以上

相模原支部・ブロック長会議開催報告 「第5回代議員総会対応」等を協議



相模原支部では2月5日(日)、支部役員・ブロック長15名が出席してブロック長会議を開催しました。
金子支部長の「挨拶・空母G/Wの動向、騒音状況」、齋藤事務局長からの「訴訟団の当面の取り組み報告」を踏まえて、「相模原

支部としての対応」を協議しました。

1. 「第5回代議員総会」の幹事支部としての対応
 - ・代議員19名の確保
 - ・総会当日の役割分担
2. 「口頭弁論の傍聴動員」や「当面計画されている諸集会への参加体制」
3. 相模原支部の活動として
 - ①市長あての「爆音解消の申し入れ」=小・中学校等の卒業式前に
 - ②「市長申し入れ内容」と「騒音苦情電話の呼びかけチラシ」作成と騒音地域への配布
 - ③「苦情電話呼びかけポスター」の貼りだし

第5回代議員総会・会場ホテルラポール千寿閣3F
日時: 3月4日(日) 13時~総会・15時~交流会
住所: 相模原市南区上鶴本町3-11-8



傍聴希望される方は原告団事務所までご連絡下さい。